| | |
|---|---|
| 埼玉県入間市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市 | 令和十一年四月一日 |
| 北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市 | 令和十二年四月一日 |
| 北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県静岡市 | 令和十三年四月一日 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○総務省告示第二百九十一号**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十号（戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の戸籍附票システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。 | |
| 地方公共団体 | 機能要件の標準 |
| 北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜 | 令和八年総務省告示第百号（以下「告示」という。）別表第一の0040005の項、0040009の項、0040028の項、0040030の項、0040034の項、0040035の項、0040036の項、0040037の項、0040038の項、0040039の項、0040040の項、0040042の項、0040043の項、0040047の項、0040048の項、0040049の項、0040050の項、 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 一　［同上］ | |
| 地方公共団体 | 機能要件の標準 |
| 北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜 | 令和八年総務省告示第百号（以下「告示」という。）別表第一の0040005の項、0040009の項、0040028の項、0040030の項、0040034の項、0040035の項、0040036の項、0040037の項、0040038の項、0040039の項、0040040の項、0040042の項、0040043の項、0040047の項、0040048の項、0040049の項、0040050の項、 |